

平成30年度公益財団法人中央果実協会公募事業
「果樹農業における労働力に関する調査」実施要領

1 事業の目的

我が国の果樹農業は、高齢化の進展や担い手の減少、農地荒廃の加速化等により、生産基盤が脆弱化しており、園地の集積、労働力の確保と労働生産性の向上、経営体の収益の改善が大きな課題となっている。

この様な中、一部の産地では、生産者団体と行政が協議会を構成して労働力確保に取り組んでいる例や、異なる県の生産者団体が連携して労働力を確保している例等が見られるようになっている。

そこで、果樹生産における労働時間の縮減に向けた検討に資するため、主要産地における事例調査により、作業別労働時間のデータを収集するとともに、産地や個別農家が、必要な労働力をどのように確保しているか調査を行い、取りまとめる。

これらの調査結果については、地域の果樹関係者に広く提供し、果樹農業振興に関する各種計画の策定及び果樹対策の推進に資するものとする。

2 事業内容

(1) 検討委員会

中央果実協会が学識経験者からなる委員会を開催し、調査対象の選定、調査方法・内容の検討、調査結果の分析のとりまとめを行う。

(2) 作業別労働時間調査

平成24年度まで農林水産省の営農類型別経営統計で実施されてきた「作業別労働時間」調査を参考に、果実の主要産地において生産者に対する聞き取り及び記帳依頼等により調査を実施し、結果を取りまとめる。

対象作物は、原則としてりんご、みかん等5品目程度とし、また、各品目ごとに2地域または2栽培形態程度について、一定数以上の生産者について調査を行う。詳細は、上記検討委員会の意見を踏まえて決定する。

(3) 労働力確保対策調査

りんご、みかん等5品目の主要産地等において、労働力の確保に関して特徴的または先進的な取組を行っている組織や大規模生産者に対し、取組の内容（対象作物、対象作業、労働者の技術レベル、就労期間、賃金水準、他組織との連携体制等）について聞き取り調査を行う。

3 委託事業の実施期間

平成30年5月～平成31年1月31日とする

4 報告書等の提出

実施結果を取りまとめた報告書を1部作成するとともに、電子媒体（CD-R等）で平

成31年1月末までに、当協会へ提出する。

また、本報告書は、当協会のホームページに掲載するため、これらの内容を要約した電子媒体（CD-R等）1部を報告書の提出時に併せて提出する。

5 委託する事業経費の上限

4,000,000円（消費税を含む）

6 受託者の公募

上記2の（2）及び（3）の事業の実施を委託するため、当協会公募要領（以下「公募要領」という。）に従い、本事業を担うに適切な団体・機関等（以下「団体」という。）を公募する。

本事業に応募する者は、公募要領等に従い、平成30年5月11日（必着）までに、当協会に別添応募書を7部提出するものとする。

応募者に対しては、公募要領7の審査委員会の開催に先立ち、事務局において事前ヒアリングを要請する場合もあり、これに出席しなかったものは、辞退したものと見なします。

審査の結果、採択された場合は、速やかに委託契約を締結する。

7 事業の内容に関する問い合わせ先

公益財団法人中央果実協会 横井、今井

TEL03-3586-1381